

口酒井遺跡駐車場（伊丹市口酒井2丁目地先）運営事業者募集に関する質問と回答

No.	質疑	回答
1	現在の定期台数と契約金額をご教示ください。	定期(契約)台数：53台 契約金額：不明 * 直近12か月平均 * 現駐車場運営事業者に提示を求めているため把握していません。
2	現在の時間貸売上と台数をご教示ください。	時間貸台数：502台 時間貸売上：不明 * 直近12か月平均 * 現駐車場運営事業者に提示を求めているため把握していません。
3	現事業者の運営期間の売上をお教えください。	現駐車場運営事業者に提示を求めているため、不明です。
4	直近３年間の売上の開示をお願いいたします。	
5	現事業者の貸付賃料をお教えください。	現駐車場運営事業者が市に対して支払っている使用料は、月額390,300円（税込）です。
6	現事業者は最大貸付期間を満期予定ですか。	現駐車場運営事業者に対する使用許可の期間は令和7年3月31日までとしており、期間満了前に使用許可を取り消すことは予定していません。
7	出入口ゲート部分のアスファルト舗装は残置されますか。	当該舗装は残置します。なお、令和7年4月以降の維持管理は、事業予定者の責任と費用にて実施していただくこととなります（募集要項3-(7)-②による）。
8	除草作業ですが、場内除草された状態で引継ぎされますか。それとも現状のままで引き渡しとなるのでしょうか。	現駐車場運営事業者に対して期間満了時（引継ぎ時）に除草することは求めています。なお、期間満了までに現駐車場運営事業者が必要に応じて除草を行う場合があります。
9	EV充電器の設置を市でされますが、現状の電源引き込みと別と考えてよろしいでしょうか。また現状の電源引き込みは市で設置されているのでしょうか。	EV充電器を設置する民間事業者が電源を引き込むため、現在引き込まれている電源とは別になります。また、現状の電源は現駐車場運営事業者が契約しているため、令和7年4月以降は事業予定者の名義に変更する必要があります。
10	駐車場敷地全体内の除草作業に関して、除草剤は使用禁止でしょうか	駐車場隣地が農地であり、北側・西側の側溝が農業用水路であることから、除草剤の散布は、除草剤成分の流出等により周辺の農作物に被害を及ぼす可能性があるため、禁止しています（募集要項3-(7)-②）。なお、除草剤の散布以外であっても周辺の農作物に被害を及ぼすおそれがある清掃・除草作業は禁止です。